

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2020年2月18日号

金融取引に関する OECD 移転価格ガイドラインの公表について ～貸付取引、債務保証委託取引、キャッシュプーリング、キャプティブ等における 日本企業に求められる対応～

1 はじめに

2020年2月11日に OECD から金融取引に関する移転価格ガイドラインが公表された。当該移転価格ガイドラインは、2018年7月に公表された金融取引に関する移転価格指針案の最終版として公表されたものであるが、指針案の内容から特段大きな修正が入ることなく、今まで OECD 移転価格ガイドライン上は明確ではなかった貸付取引、債務保証委託取引、キャッシュプーリング、キャプティブ等の関連者間金融取引の移転価格について具体的な分析方法を提示している。

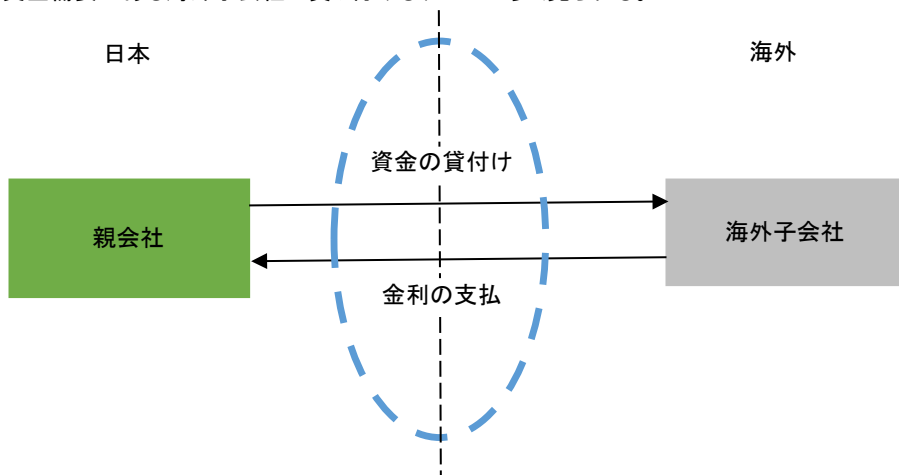
OECD 移転価格ガイドラインへの追加を受けて、各国の税務当局も、金融取引の移転価格に関して OECD 移転価格ガイドラインの内容を踏まえた国内法の整備に着手することが想定される。

本ニュースレターでは、関連者間で実施されているケースが多い貸付取引、債務保証委託取引、キャッシュプーリング及びキャプティブに関して、OECD 移転価格ガイドラインの主要な規定の概要を解説すると同時に、当該規定を受けて日本の事業会社に求められる移転価格対応について詳説する。

2 関連者間取引の主なケースと OECD 移転価格ガイドラインにおける該当箇所の概要

(1) 貸付取引

関連者間で行われている貸付取引としては、以下のとおり、日本の親会社が自己資金又は取引銀行から調達した資金を、資金需要のある海外子会社に貸し付けるケースが多く見られる。



金利設定について移転価格の観点からの検討が必要

関連者間で貸付を行う場合において、移転価格の観点からは金利水準の妥当性が論点となるが、金利設定に関する指針として日本の移転価格事務運営要領 3-8 には以下の規定が置かれている。

【日本の移転価格事務運営要領 3-8】

法人及び国外関連者が共に業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合において、当該法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れについて調査を行うときは、必要に応じ、次に掲げる利率を独立企業間の利率として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討する。

- ① 国外関連取引の借手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- ② 国外関連取引の貸手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- ③ 国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率

(注) ①、②及び③に掲げる利率を用いる方法の順に、独立企業原則に即した結果が得られることに留意する。

上記の規定は、①借手の信用力に基づく金利設定を原則としつつも、借手の信用力を評価することが実務的に困難な場合には、②貸手の信用力に基づく金利設定(日本の親会社が取引銀行から資金を調達して海外子会社に融通するケースにおいては、親会社の調達金利をもとに子会社への貸付金利を設定)を許容し、貸手の信用力を評価することも困難な場合には、③国債の利子率を参照した金利設定を許容するものである。

海外子会社が現地の金融機関から借入を行った実績でもない限り、借手である海外子会社の信用力を評価するのは困難である等の理由から、実務上、多くの日本の事業会社が②貸手の信用力に基づく金利設定を採用し、日本の税務当局も当該金利設定に関して、適用優先順位が高い①借手の信用力に基づく金利設定を採用するよう指摘を行うケースは少なかったのが実態であったが、今回公表された OECD 移転価格ガイドラインにおいては、以下のとおり借手の信用力を評価して金利設定を行うことの重要性が強調されている。

【OECD 移転価格ガイドライン】

信用格付を決定するには、定量的な要素(財務情報など)と定性的な要素(多国籍企業または多国籍企業グループが事業を展開する産業や国など)を考慮する必要がある(OECD 移転価格ガイドライン 10.63)

借入人の信用格付または特定の発行体の格付を考慮し、貸付条件および比較可能性のすべての要素を考慮したうえで、独立企業間金利を求めることができる(OECD 移転価格ガイドライン 10.89)

独立企業原則に基づく金利は、条件やその他の比較可能な要素が十分に類似している貸付について、同じ信用格付けを有する他の借入人の公開データと比較することができる。貸出市場には競争が存在することが多いため、貸出の特性(金額、満期日、通貨など)、借入人の信用格付け、または特定の発行物の格付けを考慮すると、借入人が資金を獲得できる単一の金利、および貸し手が適切な報酬を得るために資金を投資できる単一の金利が存在すると予想される(OECD 移転価格ガイドライン 10.91)

OECD 移転価格ガイドラインの上記の規定を受けて、日本の税務当局が今後どのように移転価格関連諸法令を改正するのかに関しては、今後の動向を注視する必要があるが、借手の信用力を定量的及び定性的に評価する、OECD 移転価格ガイドラインの考え方を踏まえた一定の分析アプローチが欧米諸国の金融移転価格実務の中で既に定着してきており、当該分析アプローチを採用することにより、日本の事業会社も借手である海外子会社の信用力を適切に評価することが可能となっていることから、税務調査において、適用優先順位の高い①借手の信用力に基づく金利設定方法を採用すべきとする指摘が行われるケースが今後増加することが想定される。

上記に鑑み、日本の事業会社としては、関連者間貸付に係る現状の金利設定方法を確認の上、②貸手の信用力に基づく金利設定方法、あるいは③国債の利子率を参照した金利設定方法、を採用している場合には、早い段階で①借手の信用力に基づく金利設定方法への見直しに着手することが推奨される。

なお、①借手の信用力に基づく金利設定方法に関して、日本の事業会社の中には、第三者である取引銀行から海外子会社向け貸付に係る金利の見積もりを取って、当該見積もりをベースに金利を設定しているケースが散見される。しかし、銀行からの見積もりに関して、OECD 移転価格ガイドラインは、以下のとおり実際の取引金利ではないことを理由に明確に比較可能性を否定している点にはご留意いただきたい。

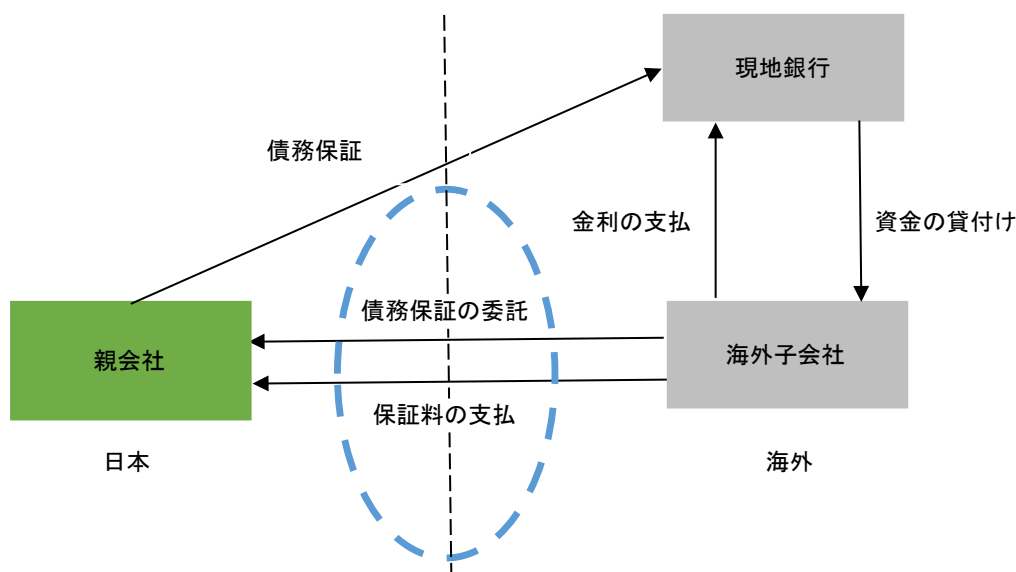
【OECD 移転価格ガイドライン】

納税者は、独立した銀行からバンカビリティ・オピニオンと呼ばれることもある意見書を受け取って、グループ内貸付の金利が独立企業原則に則っていることを証明しようとすることがある。この意見書には、特定の企業に比較可能な貸付を行う場合に銀行が適用する金利を記載するものである(OECD 移転価格ガイドライン 10.107)

このようなアプローチは、実際の取引の比較に基づくものではないため、比較可能性に基づく独立企業原則からの逸脱を意味する(OECD 移転価格ガイドライン 10.108)

(2) 債務保証委託取引

関連者間で行われている債務保証委託取引としては、以下のとおり、海外子会社が現地銀行から資金を借り入れるに当たって親会社保証の差し入れを求められ、海外子会社からの委託に基づいて、日本の親会社が現地銀行との間で債務保証契約を締結するケースが多く見られる。



保証料設定について移転価格の観点からの検討が必要

海外子会社が現地銀行から借入を行うに当たって親会社が債務保証を行う場合において、移転価格の観点からは、保証料收受の要否、加えて、保証料收受が必要と判断された場合の保証料の水準が論点となる。

まず、保証料收受の要否に関して、日本の移転価格税制上特有の規定は置かれていないが、日本の税務調査においては、移転価格事務運営要領 3-10 を根拠に、債務保証をグループ内役務提供の一種とみなして対価收受の必要性を指摘されているケースが散見される。

この点、OECD 移転価格ガイドラインにおいても、明示的な債務の負担行為を伴う債務保証は、保証者から被保証者への役務提供であると位置づけられており、対価收受の必要性があることが前提とされている。

【OECD 移転価格ガイドライン】

借入者の観点からは、債務保証は借入条件に影響を与える可能性がある。例えば、保証の存在は、借入者がより多くの資金にアクセスすることを可能にするなど、貸し手がより広範な資産プールまたは借入額にアクセスできるため、保証を受けた当事者がより有利な金利を得ることを可能にする(OECD 移転価格ガイドライン 10.157)

保証人が明示的な保証を提供することによって、借り手が債務不履行に陥った場合に支払うことが法的に約束されるため、保証人は追加的なリスクにさらされる(OECD 移転価格ガイドライン 10.163)

次に、保証料の水準に関してであるが、保証料收受の要否と同様、日本の移転価格税制上特有の規定は置かれていないことから、日本の事業会社の対応も、同業他社の保証料水準を参照して保証料を設定しているケース、平成 14 年裁決をベースに保証料を 10bps に設定しているケース等、様々であり、日本の税務調査においても、一定の保証料を收受していれば特段問題視されないケースも多かったのが実態であった。

しかし、今回公表された OECD 移転価格ガイドラインにおいては、以下のとおり保証料算定の具体的アプローチが明記されている。

【OECD 移転価格ガイドライン】

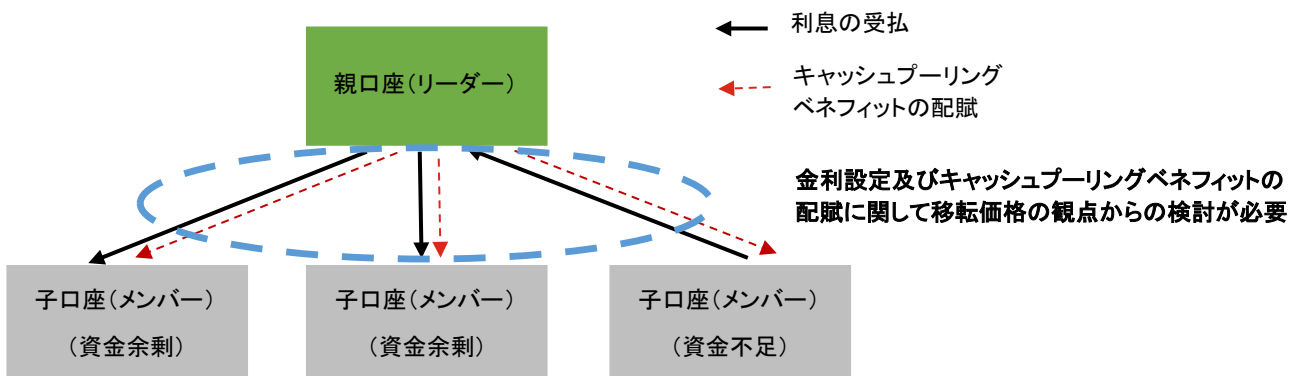
イールドスプレッドアプローチは、被保証者が保証から受ける利益を定量化するものである。この方法では、債務者が保証なしで支払うべき金利と保証付きで支払うべき金利とのスプレッドを計算する(OECD 移転価格ガイドライン 10.174)

コストアプローチは、保証を提供することにより保証人が被る期待損失額(債務不履行による損失)を推計し、保証人が負担する追加的なリスクを定量化するものである。あるいは、期待コストは、保証人が負うリスクを支えるために必要な資本を参照して決定することもできる(OECD 移転価格ガイドライン 10.178)

上記の OECD 移転価格ガイドラインの規定を受けて、日本の税務当局が今後どのように移転価格税制関連諸法令の改正を実施するかに関しては、今後の動きを注視する必要があるが、直近の税務調査において、上記の保証料算定アプローチを念頭に置いていると考えられる指摘を行っている事例も出てきている点に鑑みると、早い段階で債務保証委託取引の詳細を確認の上で保証料収受の要否を検討し、保証料の徴収が必要と判断される場合には、イールドスプレッドアプローチ、又はコストアプローチを採用した上で保証料の計算を実施し、海外子会社から保証料の徴収を開始しておくことが推奨される。

(3) キャッシュプーリング

キャッシュプーリングとは、グループ内の複数口座を一体的に管理するものであり、グループ内余剰資金の有効活用、外部借入の削減、親会社によるグループ全体の財務ガバナンスの強化等を目的として導入される。キャッシュプーリングには大きく2種類が存在し、資金移動を伴い実際に口座残高を集中するアクチュアルキャッシュプーリングと、資金移動は伴わないが、仮想的に口座残高を集中したとみなす仕組みであるノーショナルキャッシュプーリングがある。



日本の移転価格税制上、キャッシュプーリング特有の規定は置かれていないが、多くのケースで国をまたぐ資金移動が行われることになるため、貸付取引と同様に、当該資金移動に適用されるべき金利水準の妥当性が移転価格の観点から論点となる。

また、キャッシュプーリングを導入し、サービス提供銀行から提示される優遇金利を適用した結果として算出される金利改善効果(プーリングベネフィット)のグループ内での配賦方法がキャッシュプーリング特有の論点として挙げられるが、当該論点に関して OECD 移転価格ガイドラインは、以下のとおりキャッシュプーリングリーダー及びメンバーがキャッシュプーリングにおいて果たす機能、負担するリスク等の分析を実施した上で、当該分析結果に基づいてプーリングベネフィットを配賦することの必要性を強調している。

【OECD 移転価格ガイドライン】

キャッシュプーリングのリーダーの適切な報酬は、キャッシュプーリング契約を円滑化するための事実と状況、遂行される機能、使用される資産、および引き受けられるリスクに依存する(OECD 移転価格ガイドライン 10.129)

一般的に、キャッシュプーリングリーダーは、調整または代理機能を果たすにすぎず、マスター・アカウントは、プーリングメンバーの事前に決定された目標残高を満たすための一連の帳簿記入の集中ポイントとなる。このような低水準の機能を考慮すると、キャッシュプーリングリーダーのサービス提供者としての報酬は限定される(OECD 移転価格ガイドライン 10.130)

キャッシュプーリングメンバーの報酬は、プール内のデビット・ポジションおよびクレジット・ポジションに適用される独立企業間金利の決定を通じて計算される。この決定は、キャッシュプーリング契約から生じるシナジー効果をプーリングメンバー間で配分するものであり、一般的には、キャッシュプーリングのリーダーの報酬が計算された後に行われる(OECD 移転価格ガイドライン 10.143)

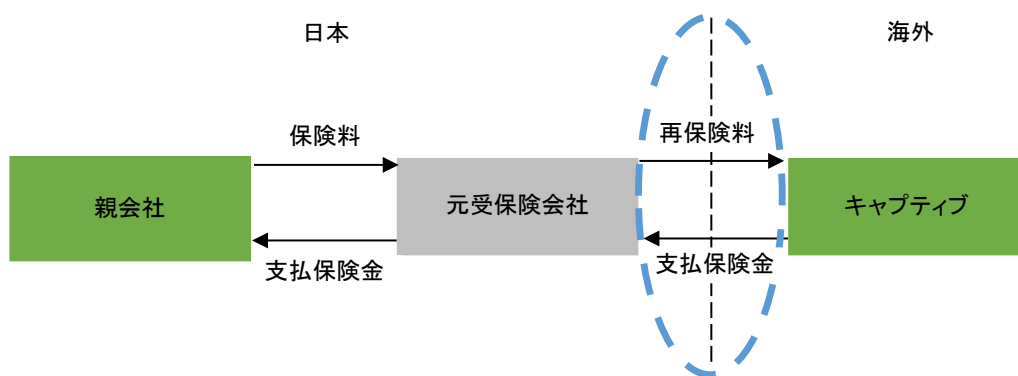
最終的には、キャッシュプーリングメンバーの報酬は、個々のキャッシュプーリングメンバーの具体的な事実及び状況並びに機能、資産及びリスクに依存する(OECD 移転価格ガイドライン 10.144)

キャッシュプーリングを導入している日本の事業会社の多くがプーリングベネフィットの配賦に関して十分な検討を実施できていないのが現状であることから、今後、上記の観点からキャッシュプーリングにおけるリーダー及びメンバーの果たす機能、負担するリスク等に関して分析を実施の上、適切にプーリングベネフィットの配賦計算を行うことで、キャッシュプーリングの全ての参加者が、キャッシュプーリング参加前と比較して有利な状況となるようにすることが推奨される。

(4) キャプティブ

キャプティブとは、特定の企業グループのリスクを専属的に引き受けるために設立される保険子会社のことを指す。日本の企業は、日本国内でグループが抱えるリスクを海外所在のキャプティブに直接引き受けさせることは法律上認められていないため、国内の元受保険会社に一旦引き受けさせ、その一定割合を再保険の形で海外に設立したキャプティブに出再する形をとることになる。

キャプティブの設立により、グループ全体として保険料に関するキャッシュフローを改善することが可能になると同時に、グループ全体のリスクマネジメント体制の強化にも繋がる。



再保険料について移転価格の観点 からの検討が必要

日本の移転価格税制上、キャプティブ特有の規定は置かれていないが、OECD 移転価格ガイドラインは、再保険料の移転価格の観点からの検証に当たって独立価格比準法(CUP法)の適用可能性に触れつつも、キャプティブが稼得している収益に関して、受け取った正味収入保険料に対して支払った保険金と損害調査費用の合計額がどのくらいの割合になるかを示した数値である損害率に、受け取った正味収入保険料に対して募集や維持管理のために使った費用がどのくらいの割合になるかを示した数値である事業費率を加算することで算定されるコンバインド・レシオと、資本収益率を使用して検証する方法についても言及している。

【OECD 移転価格ガイドライン】

独立企業間価格は、非関連当事者間の比較可能な契約から入手することができる。これは、キャプティブが非関連顧客と類似した取引を行っている場合には内部比準となる場合があれば、外部比準となる場合もある(OECD 移転価格ガイドライン 10.217)

キャプティブ保険の対価は、キャプティブ保険の独立企業間収益を考慮し、収益力と資本収益率の両者を参照した2段階のアプローチで算出することができる。最初のステップは、キャプティブ保険のコンバインド・レシオを確認することである。これは、支払保険金及び支払費用の保険料収入に対する割合で算出することができる。第2段階は、キャプティブ保険によって達成された投資収益を独立企業原則に基づく収益と比較することである。(OECD 移転価格ガイドライン 10.220 より抜粋)

国内の元受保険会社からキャプティブへの出再に当たって、独立第三者である再保険会社にも同じ条件で出再している場合には、当該再保険取引を比較対象取引としてCUP法の適用が検討されるが、比較可能性が欠如する場

合、そもそもキャプティブにのみ出再しており、独立第三者である再保険会社に出再しない場合等は、CUP法の適用が困難であることから、上記のOECD移転価格ガイドラインの規定に則ってキャプティブが稼得すべき独立企業原則に則った収益を検証することも検討されるべきである。

3 おわりに

金融取引に関するOECD移転価格ガイドラインが公表されたことにより、各国の税務当局も、金融取引の移転価格に関してOECD移転価格ガイドラインの内容を踏まえた国内法の整備に着手することが想定される。日本の税務当局も、今後国内法整備に向けて一定の対応を行うものと考えられるが、直近の税務調査においては、既にOECD移転価格ガイドラインの考え方を踏まえ、指摘を行っているケースも見受けられる。

したがって、日本の事業会社としては、今後の日本の移転価格関連諸法令の改正を待つことなく、現状の金融取引の価格設定の詳細を確認の上、OECD移転価格ガイドラインの考え方と乖離している場合には、早い段階で見直しに着手することが推奨される。

(東京事務所 丸山 裕司)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000(代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533(代)

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

移転価格サービス www.deloitte.com/jp/transfer-pricing

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士 法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001